

# 仕 様 書

## 1 業務名

デジタルミュージアム推進事業動画コンテンツ制作委託業務

## 2 業務目的

無形文化遺産の一つである伝承話の記録を保存し活用するため、1973年から沖縄各地で収録された伝承話音声資料をもとにデジタル民話コンテンツを開発し、沖縄県立博物館・美術館（以下、「当館」という。）の常設展示室や情報センター、およびウェブ上で配信する。これをもって、来館者へのサービス提供拡充や来館者誘致、遠隔地へのサービス提供、及び顧客満足度の向上を実現するとともに、伝承話としまくとぅばの普及につなげ、継承に資する。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和2年3月25日（水）まで

## 4 委託金額

19,414,034円（内、消費税及び地方消費税1,438,076円）

## 5 業務概要

### (1) 動画コンテンツの制作業務

- ア 当館が提示する伝承話（民話）の音声資料（25話/1話5分程度）を使い、画像を組み込んだデジタルコンテンツを25件制作する。
- イ コンテンツの制作にあたっては、基本的に元の音源を使い、方言の文字起こしを行うこと。表記方法については、沖縄県の『しまくとぅば読本』の表記方法に準ずること。
- ウ コンテンツの制作にあたっては、画面構成や字幕の挿入等を効果的に行い、視覚的に十分に内容が理解できるものとする。
- エ コンテンツで使用する画像の作成や文字起こしでは、時代背景や地域の民俗文化、及び言語を十分に調査すること。また、コンテンツの制作工程の中で、言語学や民俗学等の有識者を監修者として4名置き、監修者会議を3回以上開催する。
- オ コンテンツの制作過程で、当館による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。
- カ 本動画コンテンツは、将来的に当館常設展示室や情報センター端末、及びウェブ上での配信により視聴させることを前提に制作する。

### (2) 納品

- ア デジタルコンテンツの成果品（メディアへの焼き付け：DVD5セット及びハードディスク）
- イ デジタルコンテンツ制作に使用した原画一式
- ウ デジタルコンテンツ制作に使用した原話方言の文字起こしデータ一式
- エ デジタルコンテンツ制作に使用した原話方言の翻訳データ一式
- オ デジタルコンテンツ制作に加工した音声資料一式
- カ 業務完了報告書 2部

## 6 制作物の件数・構成等

(1)制作物数 25 件

(2)制作要件

- ①音源は、当館が提供する民話を使用する。内容の編集方法は当館と協議のうえ行う。
- ②画像は1本あたり6枚以上作成し、動きがある画面構成をつくる。
- ③当館が提供する音源から文字起こしを行い、原話・方言再話・標準語再話・音声記号の4パターンを組み込んだコンテンツをつくる。
- ④方言と標準語の表記を効果的に入れるとともに、画像だけでも方言の内容が理解できるような作品をつくる。
- ⑤wmv 形式及び mp4 形式の画面縦横比 16 : 9、映像の解像度はフルハイビジョンとする。
- ⑥mp4 形式は YouTube 等を念頭に入れた Web 上での配信可能な形式で制作する。

## 7 責任者及び主任担当者

- (1)受託者は業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置する。
- (2)責任者は、全般にわたる業務管理を行い、主任担当者は、当館との協議連絡を密に行う。

## 8 積算見積

積算の費目は、下記の内容を参考にする。ただし、詳細の配分は問わない。

- ア 人件費
- イ 動画コンテンツの制作費
- ウ 監修者会議に要する費用
- エ 管理費等

## 9 著作権

(1)使用する資料

当館が準備する伝承話音声資料の著作権者等からの承諾は、当館が行う。本業務で作成した動画の素材（原画や翻訳資料等）や楽曲使用など著作権等の処理に関わる必要な手続きは、受託者が行う。

(2)成果品の帰属

本業務における成果品及び業務履行過程で得られた記録は、すべて当館に帰属するものとし、その利用及び再編集は当館において自由に行うことができるものとする。また、受託者は当館の許可なく使用または流用してはならない。

## 10 秘密の保持

受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、当館の許可なく成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写または譲渡しないこと。

## 11 主たる業務

主たる業務は次のとおりとする。

- ・原話音源からの文字起こし

- ・音声記号の作成
- ・動画コンテンツ制作

## 12 再委託の範囲と承認

本契約の履行にあたり、委託先が第三者に委託し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、次のとおりとする。

- ・イラスト制作
- ・動画編集

なお、再委託の承認について、契約の一部を第三者に委任し、または請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請負わせるときは、この限りでない。

- ・その他、簡易な業務 資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

## 13 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、当館の担当者と密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (2) 監修者会議には、当館の担当者等も参加するものとする。
- (3) 定期的に当館の担当者と業務調整会議を行うこと。
- (4) 納品後1年以内に生じた、または発見された誤りは、速やかに無償で修正する。
- (5) 本仕様書に記載のない事項ならびに記載内容の詳細については、委託者と協議のうえ決定する。